

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 18 日（水曜日）

議 事 日 程（第4号）

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | 議案第16号 | 第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について |
| 第 2 | 議案第17号 | 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について |
| 第 3 | 議案第18号 | 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について |
| 第 4 | 議案第19号 | 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について |
| 第 5 | 議案第20号 | 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について |
| 第 6 | 議案第21号 | 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について |
| 第 7 | 議案第22号 | 四万十町体験型観光施設条例について |
| 第 8 | 議案第23号 | 四万十町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について |
| 第 9 | 議案第24号 | 四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第25号 | 四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第26号 | 四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第27号 | 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第28号 | 四万十町基金条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第29号 | 四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第30号 | 四万十町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第16 | 議案第31号 | 四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第17 | 議案第32号 | 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |

- 第18 議案第33号 四万十町交通安全指導員条例を廃止する条例について
- 第19 議案第34号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について
- 第20 議案第35号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について
- 第21 議案第48号 小学校教師用指導書の売買契約の締結について
- 第22 議案第49号 四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	味元和義君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	下元昇君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	政策監	浜田章克君
会計管理者	樋口寛君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清藤泰彦君
危機管理課長	川上武史君	企画課長	山本康雄君
農林水産課長	池上康一君	にぎわい創出課長	植村有三君
税務課長	松田好文君	町民課長	本山桂三君
建設課長	吉岡範満君	健康福祉課長	野村和弘君
環境水道課長	宮本彰一君	教育長	川上哲男君

教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
大正・十和診療所事務長	川 村 裕 之 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 三 宮 佳 子 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和2年第1回四万十町議会定例会第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第1、議案第16号第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） おはようございます。それでは、議案第16号第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定についての質問をしてみたいと思います。

私どもには、計画の案が示されています。このことについては、既に、昨年から、アンケートや、それぞれの保護者に調査をされた上で、今後、令和2年度から令和6年度までの5か年の計画が策定をされて今、俎上に上がっているわけですが、私も目を通させていただきました。

その中で、四万十町の現況が、調査結果も含めてですが、四万十町の人口の減少、また、世帯数の減少、子どもの減少という中で、この策定がされているわけでありましたが、増えているのは子育て中のお母さんが働かざるを得ん状況で毎年右肩上がりで就業されているという実態もあるわけです。

その中で12、13ページに入るわけですが、就学前、また小学生を持つ親が一番子育てについて不安や負担を感じる理由というのが、ここに書かれています。就学前については、子育てに係る経済的な負担が大きいと、また、小学生を持つ保護者についても子育てに係る経済的な負担が大きいと。いわゆる、子育てするには、大変、四万十町の保護者の皆さん方は、経済的な負担が大きいという実感を感じられています。

また、心理面での不安もここに書かれておりますけれども、問題は、直面する経済的な負担を、今後、令和2年度から6年の間にどう解消していくかが、課題、解決策となってくるわけですが、その解決策については、26ページ、今後こういった経済的負担の軽減について、町としてはどう取り組んでいくかが記載をされています。ここに、書いてます、

軽減策。合併以来、本町独自の町単独事業で、子育て支援の方法として医療費の無料化についてやっています。また、平成28年度から、出産祝い金の支給もしてます。今後、じゃあどうするのかということについては、いろいろ無料化、出産祝い金については今後も支給していくと。それでその後、多子世帯への保育料の軽減もやっていますと。また、去年10月からの消費税増税に伴って、子育て支援策として国が3歳児以上の保育料の無料化、給食費の無償化も、国の消費税の見返りとして政策を去年10月から行ってきました。

そういった中で、私自身、聞かなきゃならんと思ったのは、医療費の無料化も出産祝い金も、多子世帯への保育料の軽減もやってきた中で、昨年1月からのアンケートでは、該当する保護者にとって見ればまだまだ経済的な負担が大きいというのが出ています。

では今後、この軽減策を新たに本町として、どのようなことがなされるかは一切書かれてませんが、これで親の経済的負担の解消につながっていくのかどうなのかが、私はどうも不安要素が多いので、もっと町独自の経済的負担の軽減策についてお考えはないのかと。十分内部で検討したけれども、財政的な負担が伴うので、やりたいけれどもやれんというのがあれば、お示しを願いたいと思います。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 26ページに書いているもの以外に、新たな施策としての展開はないかという質問でございます。これについては、町の総合的な計画として、子ども・子育て支援事業計画として入っているわけなんですけれども、今後新たな施策を展開することとして、ここに書き切れる場合には、町として、施策の協議をしながら施策のヒアリング等、上位計画である総合振興計画との整合性も図りながら、今後の検討課題、研究課題として考えながら、施策として実現していく方向性が見えてから、ここに改めて記載していくということになりますので、今回については、今やっていること、それから将来に対して見込めるものについて記載をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただいたわけですが、当然、この計画の上位には、総合振興計画があることは私も承知してます。

しかし、これは単なる担当課だけで計画書を練ったとは私は考えられないんですね。それぞれの所管する、福祉もあるでしょう、教育もあるでしょう、いろんな面で。総合的にしっかりと内部で検討した上で出すべき計画書であるべきだと私は、また、その上で出し

てきたと思うんですね。

いわゆる計画ですので、計画が100%行かない場合もあるわけですよ。しかし、せっかく、アンケート、また、そういった親の調査もしながら、そういう課題が見えたときに、町としてじゃあ軽減策をどう持っていこうかというのは、内部で検討を私はずべきだと思うんですね。

たまたま昨日、同僚の岩井議員から、子育て支援の方策として、国保加入世帯の均等割の廃止をしたらどうかと言って町長に二回目の提言をしました。町長の前向きな答弁もあったわけですね。そういったトータルでやっぱり町長が、答弁の基軸が出ました。

そんなことも含めて私は、協議をすべきだと、計画立てるに当たってですよ。いや、うちだけの担当課が計画したので、まだ財政ともほかの課とも連携とれていませんでは、済まない計画案ではないでしょうか。その点について。あっち向いて質問しますが、本来は町長から、大事な問題ですよ、この子ども・子育ては。出生数も年々下がってますね。

だからそれをどう食い止めていくのかっていうのはやっぱり大事な、四万十町を担う子どもたちを、しっかりと産み育てる環境をつくるかというのは、この計画、大事ですよ。そういった意味で、再質問します。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 12番議員の最初の質問の趣旨というのは、この資料に基づきます、町が多子世帯の保育料の軽減であるとか医療費の助成制度、こういったことをずっと継続してきながら反面、アンケートでは、経済的な負担が大きいので、こうしたいいわゆる町民の所得の保障であるとか、そういったところについて総合的に子育て支援計画との整合性を持って町としてどう取り組みをしていこうかというご質問だと承ったところです。

その部分につきましては確かに、先ほど申し上げましたように、経済的な負担が大きいというのは、農林業を含めて商工業人口減少に伴う経済規模の縮小によって町全体の収入が減ってきたということが背景にあるかと思います。

そういうことを踏まえまして、生涯学習課長からも一定お答えをしたわけですが、町では第2期まち・ひと・しごと総合戦略等におきまして、地場産業の振興でありますとか、第2次総合振興計画においても、一次産業の町でありますので、農林業の振興をしっかり図って、町民の所得、収入の増に依っていくという基本的な政策を、この計画とは別に総合振興計画等で用意をしているところであります。

以上であります。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 副町長から答弁いただきました。ちょっと十分理解できないまま、最後の質問をするわけですが、総合振興計画の中で、確かにこれは、総合振興計画の下位の一部分の計画案です。私も、資料はいただいてましたけども、総合振興計画の中身全てに目を通してないのは事実ですので、お伺いするわけですが、一番上位の総合振興計画の中で、じゃあ子ども・子育て、具体的にこうすべきだというのがあれば、勉強不足で申し訳ないですが、言っていただきたい。この下位の計画中には具体的なものは書いてますけども、しかし、その課題解決については、一つの提案もないのでね。どうしてかなという、ずっと目を通してみて不安に思ったわけです。

なぜかといいましたら、9ページに女性の就労状況をちゃんと調べてますね。それが非常に、働く方がどんどん増えてるわけですね。子どもは減っています。しかし、若い女性の方々は仕事せざるを得ん状況がもう明らかにここに出ていますんでね。だから、経済的な負担が大きいので、父親も母親も働いて子どもを育てるとするのはこれが実際、出ているという証拠ながですね。

それであれば、町として独自に何か方策をとらんといかん、とっていかなければ、子どもも増えてこないし、子どもを育てる親が安心できないという、そうなれば子どもも産み育てることができないという、アンケートの結果を私はそう読み取りましたので、何とかこの負担解消に向けて町独自に安心してくださいという分があれば、よっしゃという、若い夫婦の方々がもう1人頑張って産もうじゃないかと、四万十町はこれだけの子育て世代に支援をとってくれるんだという安心感、持たすことが必要ではないかなと思いましたので、最後になりましたが、具体的に、町として今後どうしていきたいのかについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。本当に議員のご指摘のとおり、非常にその気持ちは私も同じ考え方で町政担当させてもらっておるところでございますが、やはりこの背景というのを私の同居する2世帯の長男、次男夫婦のことを見たときに、私たちが若いときと比較するとすごくそういった環境は恵まれていると思います。加えまして、今申し上げましたように、出生祝金であるとかさまざまに、手だては講じておりますが、保護者にとりましては、そういった不安が払拭できない環境にあるのもまた事実だと思います。

ですから、ただそういった支援をするだけではなくて、子を持つ親として、やはり保護者としての責任の上においても、この現状をしっかりと認識をお互いがさせていただいて、今後はそういった地域へ出たときに、私は、小学校区にまた出たいと思いますが、そういったときに、私たちの今後やるべきことを、いま一定、例えば住宅政策であったり、子育て多子世帯においての今後の様々な対応であったり、そういったところは一定考えておるところでございますけれども、そういったことをしっかりとお互いが共有の上、施策に展開していきたいと考えております。

議員の言われる、本当にそういった支援がないとなかなか、子どもを、次に2人から3人産もうという意識が醸成できないというのは私も分かっておりますので、そういった意味で、今日はしっかりと真摯に受け止めさせていただいて、子育て世代に対する各種の支援は、今後も充実していきたいと考えております。

ただ、もっと背景を見ますと、また、一昨日の話をしますけれども、現実的に教育として、確かに所得のある方だと思いますけれども、高知市の学校に特急列車で通わせておるとか、様々なそういった背景もございます。

そこらも含めて、確かにしっかりした支援という体制は必要だと思いますけれども、やはり親として、教育というのは一番重要視しているのがこれはあらわれだと思いますので、そういったところも含めると支援の充実は必要だと考えておりますので、ぜひ、今後こういう機会を通して、また7月頃には、施策ヒアリングを行いまして、しっかりと、今日の意見をいただいたところを整理させていただいて、必ずどこかの施策のところに展開していきたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 振興計画との整合性という視点でのご質問がありましたので、その点について、私のほうからお答えを差し上げたいと思います。振興計画では分野別の施策ということで、何点か基本方針を掲げておりまして、一点目については、挑戦し続ける産業づくりでありますとか、それから、基本方針の2としまして、生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり、その中で、町の将来を担う人を育むまちという項目があります。その中で、子どもを産み育てる環境の充実といった施策目標を掲げておりまして、この課題、施策目標に基づいて今回の子ども・子育て支援計画というところが位置づけられているところであります。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 事業計画の中の説明で、3ページのアンケートの実施についてちょっと質問をいたします。一点だけ。このアンケートの内容ですが、抽出方法、住民基本台帳に無作為とありますが、対象者となる保護者の数、これ配布数が就学前は470件、それから小学生については501件となっております。回収数は就学前が360件、小学生が421件ですが、これ対象者の数は、配布数の470人、小学生については501人と解釈するのがよろしいのでしょうか。

もしそうなった場合にこのアンケートの結果を見てもみますに、回収数が360件、うち、白票、無回答ですね、これが2件と、それで有効回収数が就学前の保護者については358件、小学生の保護者については420件ということとなっておりますが、もし、配布数が全対象者となりますと、無回答者が、就学前で112人、小学生で81人ということになるということになりますが、その考え方で間違いないのでしょうか、まずその一点を。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） アンケートの抽出方法と回収の数の状況というところがございます。抽出方法については住民基本台帳による無作為抽出というような表現を書いておりますけれど、就学前については全世帯、それから小学生についても子どものいる全世帯、例えば複数いる場合は、2人おっても1世帯というような形での配布ということになっております。ということで、どうしても表現方法としては、住民基本台帳による無作為抽出というような形の表現方法にならざるを得んのかなというところを確認したところでした。

それともう一点、回収数が470件に対して360件、501件に対して421件ということでございますけれど、その残りの数については回収できていない、回答がなかったというところでご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今、答弁いただきましたが、このアンケートで気になるのは、回答がないというところが、全体でいくと、就学前でいきますと約24%、112件で、小学生が81件で16%ですか。結局、無回答というのをどう解釈しているのかというところがちょっと私も本当気になったところで、そこら辺をどう受け止めているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 配布回収については、保育所に通っている家庭については保育所から、それから小学校に通っているところは小学校から、それぞれ手渡しという形で、配布、回収をしたところでございます。あと就学前のところで、保育所等に行っていない家庭については、郵送で配布して回収をしたというような形になっております。

ただ、国から示された調査項目等が非常に綿密で、書くに当たって面倒くさいと思われた方もいらっしゃるかと思います。そういうことでなかなか全て書き切れなくて、回答に至らなかったケースも幾つかあると思います。

ただ、非常に大切な調査ですので、町としても、できるだけ回収に努めたところなんですけれど、どうしても期限というものがございまして、なかなか回収率をこれ以上、上げられなかったというところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 通常のほかのアンケートなら、こういう回収率等も分かるんですが、子どもに対する親の思いというか、そういうところのアンケートにしてはちょっと低すぎるのかなと。そこら辺をもう少し執行部も受け止めて、やっぱり無回答の保護者がこれぐらいいるというのはちょっと問題じゃないろうかと思いますが、その点についてもう一度。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 確かにもっと高い回収率が望まれるところでございます。小学校に行きゆうところであっても83.8%というような形になっております。今後においても、こういう調査については十分に把握をしていきたいと考えているところでございます。

ちなみに前回の子ども・子育て支援事業計画の回収率でございますが、就学前児童の保護者については回収率68%、小学生の保護者に対しては78%ということで、計73.3%なんですけれど、前回から比べると若干向上しているのかなというところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第2、議案第17号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、議案第17号ですが、四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について質問をしたいと思います。事前の町長からの説明がありましたので、読み込みをしたんですが、なお、やっぱり読み込みができなくてお伺いをする点がありますので、この内容は、要は過疎対策事業債、有利な事業債を活用していくために、平成28年度から令和2年度までの計画の中で、ここに書いてありますが、今回の変更は、国からの通知において事業名の追加があったんですよという内容です。

重要な変更としては、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進といった事業名の中で、とりわけ、林道及び鉄道施設を追加しますよというのと、もう一点、大きな重要案件、項目としては、教育振興の関係で、体育施設を集会所の欄に追加をいたしますというところで、今後、実施を予定している事業というところでもありますので、改正後の各事業が、お手元の実施説明資料の中に書いてありますので、重要なところの部分という意

味合いと、この計画が今年度というところでありますので、大体的内容、重要な点をもう一度逐一説明をいただきたいのと、これは要は有利な過疎債でありまして、確か70%が普通交付税の基準財政需要額に入って返ってくるというのであるので、今回、とりわけ、1回でお聞きをしておきたいのは、土佐くろしお鉄道に対しての鉄道車両に、これを要するに充てたいというところ。それから今回は今まで入ってなかった体育施設の勤労者体育センターの改修事業というところが目玉として入ってきておりますので、そういったことを含めて、今回この改正を、追加をしたいという理由付けの内容をもう一度お伺いをしておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。本来、軽微な変更であれば、議会の議決にはなりませんけれども、今回は事業名の林道と鉄道施設等があったので、議会のほうに上程をさせていただいたというところでございます。

ご質問のありました土佐くろしお鉄道車両でございますけれども、令和2年度において、中村・宿毛線に2台の特急車両を購入するということになっております。事業費といたしまして、2両で7億2,400万円になってます。これにつきましては、高知県とそれから四万十市、宿毛市、土佐清水市、四万十町、黒潮町、大月町、三原村、これで負担割合を決めまして、補助金という形で支出をするものでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 主なところには上がっておりませんでしたけれども、資料の中に、高知県食肉センター株式会社ということがございますので、個別になりますけれども、こちらのほうについてもご説明を申し上げます。

この会社は令和4年4月に、家畜に係る新屠畜場が高知市内に開業いたしますけれども、その運営会社ということで、県、またJA等が出資をした団体でございます。今現状、令和2年、3年にかけて建設工事が行われておりまして、一部が、各市町村の負担金を財源としておるところでございます。その四万十町の負担額、負担金について、過疎債で賄うということを予定しておりますので、今回このような改正となっているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 勤労者体育センター改修事業が追加されているのはなぜかというところでございます。これについては、変更の内容にありますように、集会施設、体育施設等というところで、下に集会施設のみの記載でございました。今回新たに体育施設というものもしっかり明記して、その中で、勤労者体育センターも老朽化いたしておりますので、今年度においても改修事業を行っておりますので、勤労者体育センター改修事業ということでしっかり明記していくというところで、今回追加をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 私のほうからは、新たに事業として進めていきたいものについて計上させていただいたところです。町道萩原線改良事業につきましては、東吉見橋の横に歩道をつける計画で、測量設計等から進めていく流れで取り組みたいというところでございます。

金上野見付線に伴うことにつきましては、一応高速道路絡みということで整備は進めていきたいというところでございます。町道田代藤の川線につきましても、高速道路の工事用道路となる路線でありますので、こちらにつきましては、町は用地補償のみで、改良につきましては国土交通省が行うということになりますが、用地補償につきまして事業を進めていくということで、計上させていただいております。

トンネル長寿命化につきましては、町道にかかるトンネル、10本ございますが、その修繕にかかる測量設計などを進めていくということで計上させていただいております。

林道につきましては、大正地区が主になりますが、トンネルの長寿命化ということで、大正地区にございます3本のトンネルの修繕等についての測量設計、橋りょう長寿命化につきましても、つづら川の林道の修繕設計等も盛り込みたいということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 大体、各所管からの説明、十分、内容については把握をさせていただきました。

もう一点だけ質問をいたしますが、土佐くろしお鉄道の関係で、今回は車両を2台、7億2,400万円という金額について、各沿線の市町村が応分の負担、応分ということになる

のかどうか分かりませんが負担をするというところで、過疎債を充てるということですが、これは従前、土佐くろしお鉄道については事業負担ということで、本町も、若井周辺からずっと入っていくというところになるわけですが、従前の応分負担に合わせて、この車両の購入負担も連動した負担額になるのか、そのあたりの負担の割合ですね。本町の場合についてはこの車両、どれぐらいの金額を負担せないかんかというところを、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをいたします。負担に関しましては応分の負担割合というところになってきます。本町、当初予算にも上げておりますけれども、この車両に伴います負担の割合については、506万8千円になってきます。全体で7億2,400万円ではありますが、そのうちの2分の1が高知県、そのあと市町村で負担割合をするというところになっております。

ただ当初、国庫補助が受けられないというところでしたが、補正予算で国庫補助が受けられることになってきましたので、負担割合については若干下がるという見込みでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第3、議案第18号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、日程第4、議案第19号高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、日程第5、議案第20号高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、以上、議案第18号から議案第20号までの3議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第6、議案第21号行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてを採決し

ます。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第7、議案第22号四万十町体験型観光施設条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） このジップラインの使用料についてなんですが、18歳以上が1,800円、18歳未満が1,200円となっておりますが、このジップラインは、対岸へ利用者を川渡しで送っての使用となりますが、その川渡しの料金もこの中に含まれておるのかどうかお聞きします。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。この料金については川渡しの料金は含まれておりません。この条例に規定する金額以外に、消費税、それから保険料、そして川渡しに対する費用、これが別途必要になるということで、今、予定では18歳以上の場合は2,500円で、18歳未満の場合は、今最終の調整中なんですが、1,800円から2,000円程度をいただくように予定をしております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第22号四万十町体験型観光施設条例について質問をしていきたいと思います。初めての体験型観光施設が、町の事業として、本年4月から運営をしたいということに伴う条例制定ですが、施設の運営についてちょっと疑問点がありますのでお伺いをし、疑問、不安を払拭したいと思いますが、問題は、何でもそうですが、施設をつくったりするのは、補助金があったりして、できるわけですが、今後の運営

がどうなのかという視点で、いつも私は考えています。

特に今回、ここに、運営について説明資料には書いてますが、県内で初めてですので、なかなか収支の予測もつきにくいと。もうけるや損するや分からんと。そういう計画そのものもどうかなと思いつながりながら、事業実施は私も認めましたので、特に今後のことについて聞いておきたいと思いますが、恐らくジップラインについては、県内ではないにしても、県外に確か視察にも行ったという話も提案のとき、しましたね。

ほかの県外のジップラインについては、当然、どこの施設もそうですが、最初のうちは珍しさがあって来ることは間違いありません。その県外のジップラインが、いつからやっでどうなのかというのは記憶にありませんが、行ったという話を聞きました。

ので、特に、予算書には、令和2年度の収入として1,280万円あたりは計上してますが、歳出がどればあか私よう見ませんでした、どれだけの管理費が要るのか分かりませんが、その中で、分かっていたら、考えを聞きたいですが、当面は町の直営とすると。管理運営に当たっては当面、道の駅とおわの指定管理者にお願いするんだということで、その後については、収支の状況を見ながらというのは、その意味が分かるようで分かりません。もうけたら、もうけるやったら、道の駅とおわの指定管理者にお願いするのかやという読み方もできますし、赤字になったらもう直営でやらざるを得んだろうなという意味にもとれます。

そこら辺の今後の収支いかんによるというのは、どっちにしろ、管理料も要るし、赤字なら町の補填も要る。そういった中で、あくまでもジップラインを不安のまま運営するということについて、事業に賛成した一議員として、町民も心配になるだろうし、しっかりとした計画のもとで、どう町外からお客さんを引っ張って交流人口を拡大するぞという意気込みを、それだけではいけませんが、思いが伝わらなきゃ、非常に不安ですね、私は。しっかりとした答弁を求めたいと思います。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答えを申し上げます。まずこの収支については、基本計画の中でも、しっかり立てております。1年目については1万700人ということで計画を立てておりますが、やはり1年目直営で行うということもあって、赤字を出してはいけません。町への負担もかかってきますので、それに圧縮をかけて、3分の2で試算をしております。7,200人来ていただくということで、計画を立てているところです。

それに基づいて、様々な展開も行っていこうとしてるわけですが、基本的にはもう赤字

にはならないようにしっかり取組をしていきたいということで、既にPRのほうも大分、取組もしているところです。

PRの方法で言いますと、事前告知ということで、既に県の広報紙であったり、大手の観光雑誌2社に掲載するような動きもしておりますし、スタート時には県内の民放3社、それから高知新聞にも連絡を取り合って、取材のほうもしていただくようにもなっているところです。

また十和地域、西の玄関口ということで、愛媛県との連携というのもかなり大事になってこようかと思えます。そういったことで、愛媛県の観光情報誌、こういったところにもしっかり売り込みもしているところです。

それから近年、外国から来られる方も多いわけですけど、県を通じまして、台湾、韓国、シンガポール、そしてオーストラリア、アメリカ、タイということで、現地メディアへ情報発信といったことに取り組んでおります。

ホームページについても、施設そのもののホームページは設ける予定はしてないんですが、隣接する道の駅四万十とおわのホームページ、それから観光協会、町のホームページやフェイスブック、こういったものにはしっかり載せていく予定にもしております。

そして、誘導看板なんかも、窪川、大正地域、そして四万十市西土佐、愛媛県松野町、それから当然、道の駅の前にも設置をして、しっかりと呼び込みもして、たくさんの方に来ていただくように頑張ろうということで取り組んでおりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 田邊議員の言うのは、なぜ直営で始めて、今後の展開をというところの説明をさせていただきたいと思えます。当初、直営でやった後、私自身も現場も指定管理の方向で考えております。ただそのベースになる収入支出の一定のあたりをつけないと、次に、指定管理者を公募するに当たって、様々に指定管理料の有無であるとか額であるとか、そういったところの参考にすべき資料がございませんので、当面は町直営でやらせていただいて、先ほど地域振興局長が申し上げたように、とにかくいい状況で推移をしていただくと。指定管理料が要らない状態で指定管理に移行していくという方向性の中で、研究していきたいと思えますので、そういった意味で、当初は直営、2、3年後という、確約できませんけれども、なるべく早い時期に指定管理という方向で考えておりま

す。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 条文をちょっと確認したいんですが、第5条の条文の中で後半に、第5条（1）体験観光施設を使用しようとする者が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあるときとございますが、この善良な風俗とはどういう意味合いと理解をすればよろしいのか。衣食住などの日常生活のしきたりやならわし、また風習のことを指す場合と、世相や生活文化の特色という場合もございます。また、別の意味の風俗もあります。

現在のこの社会状況の中では、風俗というこの文言、言葉は違った意味の解釈が多く用いられると私は感じておりますが、他の施設の利用の条例文を、確認したわけではございませんが、もっとほかの表現はなかったのかどうか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答えを申し上げます。第5条第1号の中で善良な風俗という言葉を使っていることの意味ということかと思います。これ前文の公の秩序を乱しと一体で考えてもらったらいいんですが、いわゆる民法上で規定されている、公序良俗ですね。いわゆる法律用語ということでご理解いただけたらと思います。想定されるのは、例えばスタッフに対して暴力行為があった場合には使用の許可は認めないとか、そういったことになろうかと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 一点だけお聞きしたいと思います。今、地域振興局長のほうから説明がありましたが、もう一回確認をしておきたいと思います。一応、道の駅から船で渡って、向こうから対岸から道の駅側へ飛んでくるというような話であったように思います。

大体それについてこの料金ですよ。私たちも祖谷のほうへちょっと視察に行ったんですけど、祖谷の場合は両方飛べるわけですよ、行って戻ってくるような形で。ちょっと私、武田議員からもあったけど、料金がちょっと高いがじゃないかなとは思いますがですけど、その点、よその県との比較はしたのか、してないのか。

それから、この第6条に、使用許可を受けた者という、使用料を納付しなければならないということがあります。これ多分、私たちも集材をやったりするのに、河川敷を通った

場合にはお金が要るがですね。大体どれくらい要るのか、河川敷通った場合、土木事務所の許可が要ると思いますよ、これは。ほんでどれくらい利用料を支払いせないかんのか、その辺、把握しちゅうがか、しちょらんか。

それから、両方、計画ができなかったか。船で渡るがやなしに、祖谷がやってるよう
に、行って帰ってくるというような形やったら妥当な料金かなと思うがやけど、片道じ
ゃったらちょっと高すぎるがやないかなということをお聞きいたします。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答えを申し上げます。まず双方向のジップラインに
ついては9月議会のときにもお答えをしたかと思えます。検討もしました。また、片方に
ついてはつり橋、簡易なつり橋をすることで、より魅力を高めるというような検討もした
んですけど、何分費用面のこともありまして、片方向にしたところですよ。

ただ、片方向だけでは非常に魅力が足りないということで、道の駅から対岸に渡る手段
としては、川船を利用するという方法も考えたところであります。

それで料金についてですが、内々でも少し高いんじゃないかというような意見も確かに
出ていたところがあります。ただ一つには今回、設計業者でもあります、また日本国内で
も40数カ所、このジップラインの運営なんかも行っている業者の意見なんかも、参考にさ
せていただいたところですが、四万十川の横断、それから先ほど申し上げました船を使う
ということが付加価値になるということで、これぐらいの料金をいただいても十分なんじ
ゃないかということ。また、当初から必要最低限の料金設定にするよりも、想定より利用
があった場合に料金を下げて運営できるようにということもあり、そういったことも考え
ながら協議もし、この料金の設定をさせていただいたということになります。

それから、第6条の中で、河川を使うことの許可ということですか。これについては、
河川の横断をしたり、もろもろの法的な手続はとっているんですが、特段、利用料金とい
うのは発生はしておりません。

以上です。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 局長、その辺はちょっと勘違いしゅうかもしれませんよ。多分、河
川事務所が言うてくると思います。何ばか払わないかんですよ、河川を使うために。私た
ちあの集材線を張るのに、河川の土木事務所の人が、使用料金払ってください言うて来ま
すよ。断面図書いて。多分その辺の理解がまだできちょらんがやないかなと思う。私はこ

の第6条が使用料を納付しなければならないということを書いちゃうけん、そのことかなとは思っておりました。もう一度。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。ここの第6条で書いている使用料というのは、ジップラインそのもの、利用者が支払う使用料ということで記載をしています。

河川の占用については私たちも県とは協議したんですが、その占用すること、利用することに対して県なりにお支払いする料金は発生しないということで伺っております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町体験型観光施設条例についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩をします。15分間、10時45分まで休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第23号四万十町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっております。

なお、この条例の制定につきましては、事前に監査委員より妥当である旨の意見があり

ましたので、3月11日の全員協議会で周知をしております。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第9、議案第24号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第25号四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第24号及び議案第25号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第11、議案第26号四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第27号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、以上、議案第26号及び議案第27号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第13、議案第28号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第14、議案第29号四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第15、議案第30号四万十町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第31号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第32号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第33号四万十町交通安全指導員条例を廃止する条例について、以上、議案第30号から議案第33号までの4議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 議案第30号四万十町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての中で、説明資料いただいておりますが、ただ気になったのは、要旨の中で、2番、同一の職員を翌年度において再度任用した場合には、先の任用時の宣誓をもって、行ったものとみなすという規定ですが、一つは、最初してれば後はということは分かるわけですが、せっかくですので、年度年度でやはり気持ちを新たにという意味では、宣誓をし直すということも大事ではないかなと私は思うわけですが、これで十分なのかどうかについて、答弁をお願いします。

○議長（下元昇君） 政策監浜田章克君。

○政策監（浜田章克君） お答えをさせていただきます。任用当初に宣誓をするということは、正規の職員と同様でございます。継続した場合についても、正規の職員については最初にやってずっと引き続いていくという状況がありますので、同様の取扱いを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 政策監から答弁あったわけですが、私が言うのは、確かに職員については分かるわけですが、会計年度任用職員という、これは正職ということではないかな。ちょっと私の見当違いかもしれませんが、任用職員についてもということですので、それは、会計年度任用職員が純然たる職員という見方なんでしょうか。私は違う思いで、いわゆる正職じゃないので、やっぱり年度年度で気持ち新たにという意味で私は言ったつもりですが、ちょっと私の質問と答弁が違ったように思いますが、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 政策監浜田章克君。

○政策監（浜田章克君） 会計年度任用職員は正規の職員ではないというのはおっしゃられたとおりでございます。ただ、この規定につきましては、会計年度任用職員の負担の軽減等も目的としておりまして、最初に任用した時点で宣誓をさせていただいているという状況を踏まえて、その後の取扱いを簡素にするということで省略をするとしたところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 書いてますのは、確かに負担の軽減という意味ですね。要するに署名するかどうかという問題ながですよ。一々、町長が呼びつけて、宣誓書に宣誓せよという形ではない。これ文書見たら、サインをせよということで、そんなに任用職員が負担増になると思いますか。思う思わんじゃなくて、やはり私が言いたいのは、だから、正規の職員でないの、やっぱり年度年度、採用するとき、継続されるときには、そういう役割の重さという意味では、もう一回サインし直すということも大事ではないかなという、軽減がそんなに図られるとは思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（下元昇君） 政策監浜田章克君。

○政策監（浜田章克君） お答えします。署名については確かに言われるとおり、そんなに負担にならないかも分かりませんが、国の方針等も踏まえて、全国的な取扱いがこうしたらどうかという通知もいただいております、それに基づいて、一定こうしたいということで定めるものでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号四万十町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につ

いて採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号四万十町交通安全指導員条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第19、議案第34号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第34号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第20、議案第35号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第35号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について質問してみたいと思いますが、指定管理料そのものがどうか、また指定管理者がどうかということはないですが、せっかくホビー館の上にこういう形で地域づくりセンターをつくりました。センター開設当時は、ホビー館もにぎわった関係で、多くの町外の方々が見えられておりましたけれども、昨今非常にホビー館そのものも、ここへ来られる方も少なくなった現状もあろうかと思いますが、それに伴って、村づくりセンターそのものが開店をしてない。ほとんど閉まった状況であろうかと思いますが、この場所の稼働日数、大体どれくらい年間あって、このセンターで地域の方々がどういう活動をされているのか。内容も含めてですが、おおよそは検討しますが、しかし、しっかりと、ここを所管する課が、今までの指定管理者と十分協議をされ、課題等も浮き彫りになっているのではないかなと思うわけですが、その点について答弁を求めたいと思います。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 私のほうからお答えします。この打井川地域づくりセンターの現状ですが、議員おっしゃられるように、ホビー館、かつば館等の来館者数に左右されることは、かなり大きなものがあります。

しかし、この地域では独自に仕出し料理とか弁当、そういったものを調理して販売をしておるという状況があります。年間に調理等に使われる時間ですが870時間余り、人員が2人から3人ぐらいですが集まってやっています。回数ではちょっと調べてないですが、ホビー館等のイベントに合わせて料理の提供なんかもやっておるということを聞いております。

それと、この施設ですが、地域づくりだけではなくて、集会所機能も持っております。例えば、公的な選挙にもこういった場所を使わせていただいております。

どんな活動をしておるかということですが、先ほど言いましたように、食事の提供とか、そういった観光客の休憩場所としての利用とか、また地域での交流の場、また都会から見えられた方々との交流、そういった憩いの場としての活動をされております。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大正地域振興局長から答弁いただきました。局長も忙しい中でのことですので、指定管理をされた施設とかというところになかなか足を運ぶことはないかもしれませんが、町の施設ですので、できれば、担当職員も含めて、常日ごろ、管理者と積極的に会話をしながら、これをどう生かすかということを真剣に、ここだけじゃありませんよ、今からジップラインもそうですが、お任せしたからじゃなくてやっぱり行政と指定管理者が常日ごろ密な会話を持ちながら、課題解決にも努力する、また、管理者が町からそういう目配りしてもらってるということが、やっぱりやる意欲にもつながってくると思う、私の考えですが。そういった意味で質問したわけですが、できるだけ、地元と指定管理後についても接点を持っていただいて、なるべくセンターが、土日も含めて、開いている状態にしてほしいなということをつけ加えて質問を終わります。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 一点だけお伺いいたします。まず、議案第34号もそうなのですが、今回公募によらない理由というところで示されております。それで、どういう手順で、この効果的、効率的な運営を行っているとか、例えば安定的な管理運営が実施されていると判断する、この判断基準はどういうことから判断するがでしょうか。裏返して言えば、公募による場合は、点数の高いほう、これ、それぞれ点数を審査員がつけて、高いほうを選定するわけですが、この公募によらない場合の判断する基準について教えてください。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） では、私のほうから公募によらない選定基準といったところについてお答えをしたいと思います。公募によらない指定管理者を選定する場合でありましても、申請書を徴集して、その申請書に基づいて、公募による選定と同様の審査を行います。同様の審査を行いまして、6割以上の点数があったと、もうそれも公募と同じ条件でありますけど、6割以上の点数をとったということで、指定管理者の候補者と認定をして、議案に上げさせてもらおうといった流れになっております。

○議長（下元昇君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） その点数をつける場合に、例えば1人でやるのか、あるいはそういう何人か町執行部から選定するか、あるいは外部から連れてくるか分かりませんが、その採点をする人は誰がどういう組織でやってるがですか。その点もう一回お願いします。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） お答えしたいと思います。公募を行わない審査での採点をする職員ですが、内部の職員でやっております。今回の場合、私と副町長と、大正地域振興局長と、その他の内部職員でやらせてもらっております。

○議長（下元昇君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） やっぱりその点数をつけて判断をするというふうに、今、最初の答弁でございましたが、そうする場合には誰が点数をつけたのか、そのぐらゐのことはさっと答弁するようにぜひ構えちゃってください。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 失念をしておりますまことに申し訳ございません。ただいま名簿が入手できましたので、お答えしたいと思います。委員は森副町長、私、植村にぎわい創出課長、池上農林水産課長、林生涯学習課長、山本大正地域振興局長というメンバーで行っております。どうも失礼いたしました。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 先ほど質問の中で非公募の理由というところがありましたので、その理由についてお答えします。この施設は海洋堂ホビー館四万十が整備されることに伴いまして、地域コミュニティの活性化を図り、緊急避難施設としての目的も持った基幹集落施設として設置されたものでございまして、先ほど言いましたように地域の集会機能も持った施設ということで、当施設を拠点にして、奥打井川地区、中打井川地区、口打井川地区と、3地区の住民が主体になって活動しておる、自発的な参画と協働によって運営されている施設でございます。そういったことから、非公募としての選定のほうに至ったということです。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第21、議案第48号小学校教師用指導書の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第48号小学校教師用指導書の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、学習指導要領の大幅な改訂が行われたことに伴いまして、令和2年度から、窪川、大正地域の小学校で使用する指導書の購入を行うものでございます。

この指導書の取扱事業者につきましては、県内では高知県教科書株式会社のみでございまして、その取次店は、窪川、大正地域では、有限会社津野商会のみとなっております。

また販売価格につきましては、定価による販売のみとされておりますので、本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定されております、その性質又は目的が競争入札に適さないものに該当いたします。このため、契約につきましては、有限会社津野商会との随意契約といたしまして、指導書の定価1,164万6,500円に、消費税及び地方消費税116万4,650円を加えた1,281万1,150円をもって、売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは質疑をしたいと思います。ただいま町長から、議案第48号として、小学校教師用の指導書の売買契約ということで提案理由の説明がございました。

内容は小学校の先生が指導に当たるための教科書、指導書を購入するということです。私も以前、教育関係にちょっと携わった経緯がありまして、十和地区については、従前から西部教育事務所の関係ということで四万十市の指定業者があるというところで、今回は、大正地域と窪川地域について、議会のほうに承認を得るという形になっておるわけでありまして。

中身も、高知県教科書株式会社ということで、取扱い、全て内容については、恐らく、十和地区も今回議決する窪川、大正地区と同じ内容の指導書というところであるんですが、議会をまたいでの今回の動きですので、これは納入の段階では、教育委員会としては、多分、四万十市で決をされると思うんですが、そのものについての納入の段階では、やっぱり精査をして、各学校に配付するんだと思うんですが、そのあたりの流れだけ確認をしておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 納入に当たりましては、それぞれの学校に、業者からお持ちいただきまして、学校での検査ということになっております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 各学校単位に、例えば四万十市の業者の関係としては、十和地区の学校についてはそこに直接入れるというところであるわけですね。指導書ですので、いろいろ差が、多分ないと思うんですけども、本来は、教育委員会所管で、教育委員も当然おることですので、その事前のチェックについては、教育委員会、教育委員の皆さんのお仕事ではないかなという感じはいたすわけではありますが、そのあたりのことについてはもう配慮なしということでよろしいんでしょうかね。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 指導書の選定に当たりましては、それぞれの学校の教員等からご意見もいただきまして、この指導書でということで決定をしております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 一点だけお伺いしたいのは、今回の契約案件は、大正と窪川地域の小学校で使う指導書を町内の業者から買うんだと。それが金額としては1,200万円だと。

十和地域は、今、説明があったように、四万十市から買うんでしょう。業者は違うと思うのですが、なぜ、今日、売買契約を、この中へ一緒に載せざったのか、単純な疑問ですが、お答えください。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） お答えいたします。今日お配りしました議案説明資料の中の下の方に、根拠法令を書いております。その中で予定価格が700万円以上のものについて議会の議決を得るものとなっております。十和地域はそれ以下でございますので、議決を必要としないということで、今回、議案等には上げておりません。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） もう少し優しく答弁できませんか。金額は分からんですがですね。例えば十和地域の教師が何人おるや、私には分かりません。説明のときに、町長が説明したのですが、もう少し私どもに、そうだから、十和の教員の分は議決は必要ありませんと、しかし、こういう形で提案しますと、もう少し優しい気持ちを持って答弁してください。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 丁寧な答弁ができずに、私のほうからお断りを申し上げたいと思います。

私もこの議案、やはり、一緒に、町で買えるべきではないかなと考えていました。その辺の整理もしながら、次期こういったことがあれば、町内で700万円以下であるなしにかかわらず、一緒にまとめて買うというのが本来のやり方だと思いますので、そこはそことして、町内業者が販売できるような体制をとっていきたいと思ってます。

ただ、今までの流れがあるようでございますので、そこを整理させていただいて、よろ

しくお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第48号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号小学校教師用指導書の売買契約の締結についてを採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第22、議案第49号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第49号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、令和2年4月1日から本町が運営いたします、四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘につきましては、介護サービス事業を行うこととなるため、地方自治法第209条の規定に基づきまして、特別会計を設置するものでございます。

また時期を同じくして、公営企業会計を適用することとなります、簡易水道事業につきまして、水道事業に統合し事業を運営するため、簡易水道事業特別会計の規定を削除するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいま町長から提案ありました議案第49号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例についてですが、町長、私は一般的に思うのは、当初予算の説明もされました。今日、初めて、条例の改正案が出ました。本来、一般的には、条例提案ですが、廃止条例等も含めて、何かこの条例提案は遅いんじゃないかなと。明日から予算審議も始まる手前の日に、私にすれば、急遽出たんじゃないかなという、今までの経緯からすればですよ。何か不思議でなりませんが、何か落ち度はなかったでがすか。

○議長（下元昇君） 政策監浜田章克君。

○政策監（浜田章克君） お答えをさせていただきます。今、議員おっしゃられたとおりでございます。本来なら、特別養護老人ホームの設置の条例を提案した時点で、特別会計の設置についても提案をさせていただくべきでございました。

それから、簡易水道事業につきましては、廃止の条例をご提案差し上げたときに、合わせて特別会計から削除するということをすべきでございましたが、失念をしておりました、理由はそれだけでございます。申し訳ありませんでした。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第49号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時29分 散会